

# 宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇 治 市  
総務・市民協働部  
総 務 課  
電話 22-3141 番  
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
株T-Flap

## 目 次

### 規 則

- 規則第32号 宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…2

### 告 示

- 告示第93号 宇治市地域福祉推進委員会設置規程の一部を改正する規程……………（地域福祉課）…2  
○告示第95号 指定地域密着型サービス事業者の指定の辞退……………（介護保険課）…2

### 公 告

- 公告第47号 雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）に係る一般競争入札……………（契約課）…2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第25号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更……………5  
○告示第26号 選挙管理委員会臨時会の招集……………5  
○告示第27号 選挙管理委員会の招集……………5

規 則

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年8月8日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第32号

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成1

8年宇治市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、労役場留置」を「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第93号

宇治市地域福祉推進委員会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年8月12日

宇治市長 松村 淳子

宇治市地域福祉推進委員会設置規程の一部を改正する規程

宇治市地域福祉推進委員会設置規程（平成17年宇治市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「、2年」を「、3年」に改める。

附 則

この規程は、令和7年8月31日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第95号

指定地域密着型サービス事業者の指定の辞退について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者から指定の辞退の届出があったので、同法第78条の11第3号の規定により告示します。

令和7年8月22日

宇治市長 松村 淳子

| 介護保険<br>事業所番号  | 事業所の名称          | 申請者の名称          | 指定辞退年月日       | サービスの種類                             |
|----------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------------------------------|
|                | 事業所の所在地         |                 |               |                                     |
| 26928<br>00101 | 特別養護老人ホームひだまり平川 | 社会福祉法人<br>城陽福祉会 | 令和7年7<br>月20日 | 地域密着型介護老人<br>福祉施設入所者生活<br>介護（ユニット型） |
|                | 城陽市平川浜道裏20番地の1  |                 |               |                                     |

公 告

宇治市公告第47号

雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）に係る一般競争入札について

雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

おって、本工事は、「週休2日制工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和7年8月8日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）

（2）工事場所 宇治市小倉町堀池地内ほか

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L＝260.33m

推進工 HPφ2400 L＝260.33m

マンホール設置工 N＝2基

立坑工 一式

補助地盤改良工 一式

吐口設置工 一式

付帯工 一式

仮設工 一式

（4）工 種 土木一式工事

（5）工事期間 契約日から令和9年3月19日まで 527日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げ

る要件の全てを満たすこと。

（１）共同企業体の要件

① 構成員の数は、２者とする。その内訳は、（２）に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員（以下「その他構成員」という。）であること。

② 自主結成された共同企業体であること。

③ 全ての構成員の出資比率が３０パーセント以上であること。

（２）構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及びその他構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

② ４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

④ 宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

⑤ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

⑥ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

⑦ 代表者は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を、その他構成員は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

ａ）確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

ｂ）本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

ｃ）営業所技術者以外の技術者であること。

⑧ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

ａ）確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

ｂ）営業所技術者以外の者であること。

⑨ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（Ｐ）が１００点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

⑩ 代表者が会社として密閉型推進工法φ１，８００mm以上の施工実績（１スパン推進延長２１０m以上、過去１５年以内、公共及び元請のものに限る。）を有すること。

⑪ 代表者が宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

⑫ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。

⑬ その他構成員が宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

⑭ その他構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（Ｐ）が８７０点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

⑮ その他構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

（３）共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

（４）認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後３か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 特定建設工事共同企業体協定書の写し

② 委任状の写し

③ 建設業の許可を証する書類の写し（代表者及びその他構成員共に提出すること。）

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表者及びその他構成員共に提出すること。）

⑤ 施工実績調書

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和７年８月８日 午前９時から

令和７年８月２７日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 ６１１－８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３３番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和７年８月８日 午前９時から

令和７年８月２７日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和7年9月9日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
  - ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
  - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 設計図書の配布

### (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

### (2) 配布期間

令和7年8月8日 午前9時から  
令和7年9月24日 午後2時まで

## 6 設計図書類に関する質疑回答

### (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

### (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課  
FAX 番号：0774-20-8778

### (3) 質疑の受付期間

令和7年8月8日 午前9時から  
令和7年9月10日 正午まで

### (4) 回答

回答については、令和7年9月16日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

令和7年9月22日 午前9時から午後6時まで  
令和7年9月24日 午前9時から午後2時まで

### (2) 予定価格の公表

令和7年9月24日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

### (3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から  
令和7年9月26日 正午まで  
予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

### (4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

### (5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和7年9月29日 午前9時  
予定価格に関する質疑がある時 令和7年10月2日 午前9時

## 8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

## 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

## 12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ $\alpha$  値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

## 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

## 15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

## 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

## 17 支払条件

### (1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

### (2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

### (3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和7年度 83パーセント

令和8年度 17パーセント

## 18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

## 19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

(6) 1 から 1 9 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇

治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1 から 1 9 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号

6 1 1 - 8 5 0 1

所在地

京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

電話番号

0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 1 6

FAX番号

0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第 2 5 号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更について  
令和 7 年 7 月 2 0 日 執行の参議院議員通常選挙における期日前投票の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり変更します。

令和 7 年 7 月 1 4 日  
宇治市選挙管理委員会  
委員長 森居 研治

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東(前半:10:00~15:00、後半15:00~20:00)

投票管理者

| 職務を行うべき日 | 全日<br>半日 | 変更前 |     | 全日<br>半日 | 変更後 |     |
|----------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
|          |          | 住 所 | 氏 名 |          | 住 所 | 氏 名 |
| 7月16日    | 全日       |     |     | 前半       |     |     |
|          |          |     |     | 後半       |     |     |
| 7月18日    | 全日       |     |     | 前半       |     |     |
|          |          |     |     | 後半       |     |     |

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東(前半:10:00~15:00、後半15:00~20:00)

投票管理者職務代理

| 職務を行うべき日 | 全日<br>半日 | 変更前 |     | 全日<br>半日 | 変更後 |     |
|----------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
|          |          | 住 所 | 氏 名 |          | 住 所 | 氏 名 |
| 7月16日    | 全日       |     |     | 前半       |     |     |
|          |          |     |     | 後半       |     |     |
| 7月18日    | 全日       |     |     | 前半       |     |     |
|          |          |     |     | 後半       |     |     |

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第 2 6 号

選挙管理委員会臨時会の招集について  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 8 条の規定により、次のとおり選挙管理委員会臨時会を招集します。

令和 7 年 7 月 2 0 日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 森居 研治

日 時 令和 7 年 7 月 2 0 日（日）午前 9 時 3 0 分～  
場 所 宇治市役所 5 0 1 会議室  
議 題 委員会の議決すべき議案について

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第 2 7 号

選挙管理委員会の招集について  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 8 条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和 7 年 8 月 7 日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 森居 研治

日 時 令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 1 0 時～  
場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室  
議 題 委員会の議決すべき議案について  
日 時 令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 9 時 3 0 分～  
場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室  
議 題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)